

2020年3月

投資家の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ米国住宅支援機関債ファンド
＜為替ヘッジあり＞／＜為替ヘッジなし＞（愛称：ミスターホーム）」
の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、お取扱いいただいております追加型証券投資信託「パインブリッジ米国住宅支援機関債ファンド
＜為替ヘッジあり＞／＜為替ヘッジなし＞（愛称：ミスターホーム）」（以下「当ファンド」といいます。）
は、2015年7月に運用を開始し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、純資産総額を増加させることができず、2020年1月末現在でいずれも約2千万円とな
っております。受益権総口数につきましても、投資信託約款に定めております5億口を大きく割り込む状
況が続いております。このため、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いております。

弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、今後、当ファン
ドの純資産総額の大幅な増加を期待するのは難しい状況となっております。このような状況に鑑み、この
まま運用を継続するよりも、信託を終了し、お預かりいたしました運用資産をお返しすることが受益者の
皆様の利益に資するとの判断に至りました。これにより、2020年5月19日を償還日として当ファンドの
信託終了（繰上償還）を行うため、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき書面決議の手続きをと
ることといたしました。

つきましては、当ファンドのご購入に際しまして、当該信託の終了（繰上償還）が行われる場合がある
旨あらかじめご承知おきくださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは2015年7月31日にそれぞれ200万円と100万円で設定後、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、純資産総額を増加させることができず、2020年1月末現在でいずれも約2千万円となっております。受益権総口数につきましても、投資信託約款に定めている5億口を大きく割り込む状況が続いております。このため、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いております。弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、今後、当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待するのは難しい状況となっております。このため、投資信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了することといたしました。

2. 書面決議の日程および手続き

(1) 日程

- ①受益者および受益権口数の確定日：2020年3月17日（火）
- ②議決権行使期間：2020年3月17日（火）～2020年4月20日（月）
- ③書面による決議の日：2020年4月21日（火）
- ④信託終了（繰上償還）予定日：2020年5月19日（火）

なお、2020年3月16日（月）以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については、上記の書面決議の議決権行使の権利はございませんのでご了承ください。